

第四期和歌山県医療費適正化計画の一部改定について

県では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、令和6年3月に第四期和歌山県医療費適正化計画を策定しました。

今般、後発医薬品に係る新たな政府目標が決定され、国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第234号）が一部改正されたことに伴い、関係者の意見も聴取しつつ、第四期和歌山県医療費適正化計画を一部改定しました。

県、市町村、保健・医療・福祉の関係機関・団体が一体となり、県民の皆様が将来にわたって良質かつ適切な医療を受けられるよう、本計画を推進していきます。

記

- 1 一部改定年月日
令和7年9月30日
- 2 一部改定の内容
別紙参照
- 3 第四期和歌山県医療費適正化計画の閲覧・入手方法
和歌山県ホームページへの掲載
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050600/tekiseika/plan.html>

(連絡先)

福祉保健部 福祉保健政策局
国民健康保険課 国民健康保険班 喜納、磯貝
電話：073-441-2541（内2541）/FAX:073-431-1010

第四期和歌山県医療費適正化計画の一部改定について

一部改定の趣旨

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づき、国が定める「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）に即して、都道府県は、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めることとされています。
- 和歌山県は、令和6年3月に第四期和歌山県医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）を策定しました。
- 令和6年11月1日に国基本方針が一部改正され、後発医薬品の新目標等が示されたことを踏まえ、第四期和歌山県医療費適正化計画の一部改定を行います。

一部改定の概要

国基本方針に示された、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標並びに後発医薬品の使用促進による効果算定方法等を踏まえ、本県においても国に準じた目標設定及び効果額の見直しを行います。

目標設定について

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標・達成年度について、国基本方針（※）に沿って設定

※後発医薬品の数量シェア：80%以上 後発医薬品の金額シェア：65%以上
バイオ後続品の数量シェア：80%以上置き換わった成分数を、全体の成分数の60%以上

区分	目標値	直近の状況
後発医薬品の使用割合 (数量シェア)	80%以上（全体） ※安定的な供給を前提とした目標 (設定済)	76.3% (2022年3月)
後発医薬品の使用割合 (金額シェア)	65%以上（全体） ※安定的な供給を前提とした目標 今回追加設定	48.0% (2022年度)
バイオ後続品の使用割合	バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上 (設定済)	18.8% (入院・DPC) 18.8% (入院外・調剤) (2022年3月)

効果額について

改定後の医療費適正化計画に沿って取組を進め、目標を達成した場合、**令和11年度の医療費は約4,209億円になる見込み**です。これは計画の出発点である令和元年度（約3,722億円）と比べて約487億円の増加となりますが、何も対策をしなかった場合と比べると、**約40億円分、医療費の伸びを抑えることができる見込み**です。

（改定前の見込みでは約38億円分の抑制効果）

